

令和3年7月29日
記者発表資料

新型コロナウイルスに感染し、在宅やグループホーム等で療養する高齢者・障がい者に対する支援を強化します

在宅で暮らす高齢者や障がい者の家族が新型コロナウイルス感染症で入院するなど、介護者が不在となり、本人が取り残された場合、本人が陰性の場合に受け入れる「短期入所協力施設」や、陽性（軽症・無症状）で福祉的ケアの比重が高い場合に受け入れる「ケア付き宿泊療養施設」を昨年度から設置しています。これらに加え、新たに次の仕組みを設けます。

(1) 介護が必要な高齢者等が陽性（軽症・無症状）となり在宅で療養する場合に、訪問介護員が住まいを訪ね、療養を支援する仕組み【県全域、在宅の方対象】

ア 利用の流れ

在宅で療養する軽症・無症状の陽性者に対し、これまでの在宅サービスの継続が困難な場合などに、市町村からの要請を受け、協力事業者による訪問介護（居宅介護）サービスを提供する。

イ 協力事業者

（高齢者）

- ・SOMPOケア株式会社
- ・外1事業者予定

（障がい者）

- ・有限会社ナースケア ナースケア鎌倉
- ・合同会社マウナケア 訪問介護マロン鎌倉
- ・株式会社セスタ
- ・合同会社カジュアル 訪問介護みちびき
- ・社会福祉法人風祭の森 太陽の門ヘルパーステーション
- ・社会福祉法人風祭の森 地域支援センター
- ・外1事業者

(2) 高齢者等の住まいであるグループホーム等で陽性者（軽症・無症状）が発生し、施設内で療養する場合に、施設が行う健康状態の確認等を支援するため看護師を派遣する仕組み【県全域、グループホーム等の利用者の方対象】

ア 利用の流れ

医師・看護師の配置義務のないグループホーム等で、施設内療養者が発生した場合などに、市町村からの要請を受け、協力事業者により、施設が行う健康状態の確認等を支援する。

イ 協力事業者

医療法人社団三喜会 鶴巻訪問看護ステーション

(3) 事業開始日

令和3年7月29日



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusion Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

((1)の高齢者、(2)について)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
介護サービス担当課長 諸星 電話 045-210-4801
在宅サービスグループ 久保倉 電話 045-210-4840

((1)の障がい者について)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
課長 高橋 電話 045-210-4702
福祉施設グループ 為田 電話 045-285-0738

ともに生きる かながわ